

公益財団法人 日本失明予防協会
令和6年度 一般研究助成 募集要項

1. 研究助成事業の趣旨

失明予防に関する研究助成として、失明原因の究明並びに失明につながる眼疾患の予防、治療に関する有益な研究に対して研究助成金を交付し、これらの研究が円滑に進展するよう援助する。助成の対象は、眼科の分野に限らず、光学的分野、視覚リハビリテーションなど失明予防に関わりのある各分野の研究を対象とする。

2. 応募資格

実質的に研究活動に専念でき、研究全体について責任を持ち得る者。申請者は所属機関の長または担当教授の推薦書を必要とする。

また、2019年度以降において本研究助成制度により助成金を受けた者及び本会の役職員は除く。

3. 研究助成金

(1) 助成金額 予定額 1件 100万円

(2) 助成件数 2件以内

(3) 助成金の使途 研究費に限定する。但し、研究機器、消耗品、謝金にも使用可能とする。

(4) 制限 研究者が、本研究助成事業に応募した研究テーマと同一の研究テーマで科学研究費補助金又は他の民間機関からの助成金を併給することは認めない。

上記補助金等を受給もしくは申請している場合には、それらの研究テーマとの内容の相違点等を申請書の「研究課題」の欄に明確に記載のこと。

本研究助成金を受給後に、応募した研究テーマと同一のテーマで他の機関から助成金を受給していた場合には、本研究助成金の返還を求めることがある。

4. 助成対象

(1) 個人研究への助成

(2) 共同研究への助成

5. 助成期間

令和7年2月1日から令和8年1月31日までの1年間

6. 応募方法

所定の申請書に必要事項を記入し、研究者の著書としての主な論文3篇以内を添付のうえ、下記11.の事務局あてレターパックライト等の書留形式にて郵送すること。

なお、申請書並びに論文は採否の如何を問わず返却は行わない。

7. 応募締切日

令和6年7月31日(水)[当日の消印有効]

8. 審査及び通知

本協会の審査選考委員会において選考のうえ、理事会で採否を決定し、その結果を令和6年12月下旬までに申請者に郵送にて通知する。

9. 助成金の交付

助成決定者に対し、令和7年1月中に助成金を交付する。

10. 研究成果報告書の提出

研究期間終了後速やかに研究成果報告書(別紙様式)を提出すること。

(注)研究成果に関する内容を学術雑誌に発表する場合、(公財)日本失明予防協会からの助成を受けている旨を明示のこと。

11. 応募申請書及び論文送付先・お問合せ

〒113-0034 東京都文京区湯島4-2-3 湯島Sビル3F

公益財団法人日本失明予防協会事務局

TEL :03-5615-9566

FAX :03-5615-9567

下記ホームページから募集要項・申請書のご利用ができます。

<http://www.shitumeiyobou.or.jp/>